

健発 0330 第 2 号
令和 5 年 3 月 30 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ
予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部
を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 110 号）及び新型
インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一
部を改正する政令（令和 5 年政令第 111 号）については、本日公布され、令和
5 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対す
る周知方お願いする。

記

第 1 予防接種法施行令の一部改正について

1 医療手当等について

- (1) 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「施行令」という。）
第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 24 条、第 26
条及び第 28 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

ア A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（特定 B 類疾病
（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に規定する「B 類
疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働
大臣が定めるもの」をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,900 円	37,800 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,900 円	35,800 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,579,200 円	1,617,600 円
2 級	1,263,600 円	1,293,600 円
(ウ) 障害年金		
1 級	5,048,400 円	5,175,600 円
2 級	4,039,200 円	4,138,800 円
3 級	3,028,800 円	3,104,400 円
(エ) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	844,300 円	846,200 円
2 級	562,900 円	564,200 円
(オ) 死亡一時金	44,200,000 円	45,300,000 円
(カ) 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

イ B 類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,900 円	37,800 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,900 円	35,800 円
(イ) 障害年金		
1 級	2,804,400 円	2,875,200 円
2 級	2,244,000 円	2,299,200 円
(ウ) 遺族年金	2,452,800 円	2,514,000 円
(エ) 遺族一時金	7,358,400 円	7,542,000 円
(オ) 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

ウ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種

改正前の額

改正後の額

(ア) 医療手当

月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院
及び同一月の入通院

36,900 円

37,800 円

月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院

34,900 円

35,800 円

(イ) 障害児養育年金

1 級

1,227,600 円

1,258,800 円

2 級

982,800 円

1,006,800 円

(ウ) 障害年金

1 級

3,926,400 円

4,024,800 円

2 級

3,141,600 円

3,218,400 円

3 級

2,355,600 円

2,414,400 円

(エ) 死亡一時金

生計維持者である場合

34,300,000 円

35,200,000 円

生計維持者でない場合

25,800,000 円

26,400,000 円

(オ) 葬祭料（改正なし）

212,000 円

212,000 円

(2) 令和 5 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

2 百日せき等の定期の予防接種の対象年齢拡大について

施行令第 3 条第 1 項に規定するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期の予防接種の対象者を定める規定について、接種可能な最低年齢を生後 3 月から生後 2 月に改めること。

第 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条、第 10 条及び第 12 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
1 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,900 円	37,800 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,900 円	35,800 円
2 障害児養育年金		
1 級	1,227,600 円	1,258,800 円
2 級	982,800 円	1,006,800 円
3 障害年金		
1 級	3,926,400 円	4,024,800 円
2 級	3,141,600 円	3,218,400 円
4 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	844,300 円	846,200 円
2 級	562,900 円	564,200 円
5 遺族年金		
生計維持者である場合	3,430,000 円	3,520,000 円
生計維持者でない場合	2,580,000 円	2,640,000 円
6 遺族一時金		
生計維持者である場合	34,300,000 円	35,200,000 円
生計維持者でない場合	25,800,000 円	26,400,000 円
7 葬祭料（改正なし）	212,000 円	212,000 円